

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、竹原市長に対し、意見書を提出することができる。

平成23年6月16日

竹原市長 小坂政司

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

パルティ・フジ竹原 A棟

竹原市下野町3308

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 石田 浩二

東京都港区西新橋三丁目9番4号

ほか

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前		変更後	
	位置	容量	位置	容量
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	建物南西側	91m ³	建物南西側	91m ³
	合計	91m ³	建物北側	8m ³
			合計	99m ³

(4) 変更する年月日

平成23年6月1日

(5) 変更する理由

廃棄物保管庫等の整備のため。

2 届出年月日

平成23年5月30日

3 縦覧場所

竹原市中央五丁目1番35号

竹原市建設産業部産業振興課